

(R4. 7. 1 以降申請用)

様式第 1 号

(西暦)年度共同研究申請書

(西暦) 年 月 日

九州大学  
《部局名》長 殿

住 所  
法 人 名  
代表者職名・氏名 印

九州大学共同研究規則第4条の規定に基づき、別紙の共同研究の実施を申請  
します。



		○○講師： ○○円（補完対象時間 ○○時間×○○円） 総従事時間 ○○時間 ○○助教： ○○円（補完対象時間 ○○時間×○○円） 総従事時間 ○○時間	
	2) 人件費 <sup>5)</sup>	※職名、雇用予定期間等ご記入ください。	0
	3) 研究旅費		0
	4) 備品費	※購入予定備品名、時期、金額等ご記入ください。	0
	5) 消耗品費		0
	6) その他 <sup>6)</sup>		0
	7) 共同研究員費	※共同研究員ごとにご記入ください。 ○○○○： ○○○○円（30,000円×○か月） （期間：○○年○月～○○年○月）	0
直接経費合計			0
間接経費 <sup>7)</sup>			0
研究経費等小計（直接経費合計+間接経費）			0

（西暦） 20XX年度

区分	内訳（例）	金額（円）
直接経費	※研究担当教員充當経費を計上する教員の情報のみ記入し、不要な項目は削除してください。 ○○教授： ○○円（補完対象時間 ○○時間×○○円） 総従事時間 ○○時間 ○○准教授： ○○円（補完対象時間 ○○時間×○○円） 総従事時間 ○○時間 ○○講師： ○○円（補完対象時間 ○○時間×○○円） 総従事時間 ○○時間 ○○助教： ○○円（補完対象時間 ○○時間×○○円） 総従事時間 ○○時間	0
	2) 人件費 <sup>5)</sup>	※職名、雇用予定期間等ご記入ください。
	3) 研究旅費	
	4) 備品費	※購入予定備品名、時期、金額等ご記入ください。
	5) 消耗品費	
	6) その他 <sup>6)</sup>	
	7) 共同研究員費	※共同研究員ごとにご記入ください。 ○○○○：

	〇〇〇〇円 (30,000 円×〇か月) (期間：〇〇年〇月～〇〇年〇月)	
直接経費合計		0
間接経費 <sup>7)</sup>		0
研究経費等小計 (直接経費合計+間接経費)		0
研究経費等 合計		0

6. 研究経費等の支払期限 <sup>8)</sup>	<input type="checkbox"/> 甲の請求書発行日から起算して30日以内 (当該期限の最終日が土、日又は祝日に該当する場合はその前営業日までとする。)【九大基本ルール】 <input type="checkbox"/> 甲の請求書発行日から起算して ( ) 日以内 <input type="checkbox"/> その他 ( 例. 甲の請求書発行日が属する月の月末締め翌月15日払い )
-----------------------------	--

7. 研究実施場所	甲： 乙：
-----------	----------

8. 提供物品 <sup>9)</sup>	名称	型番	数量

9. 研究代表者の連絡先	甲	所属： 職名： 氏名：	TEL： メール：
	乙	所属： 職名： 氏名：	TEL： メール：

10. 特記事項 右欄にチェック(☑)を入れてください。	<p>【申請の受入要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業との共同研究による発明等の取扱方針 (下記 URL) の確認 <input type="checkbox"/> 確認した  <a href="https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/data/kyoudoukenkyu_toriatsukai.pdf">https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/data/kyoudoukenkyu_toriatsukai.pdf</a></li> </ul> <p>【申請の確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>九州大学共同研究規則実施細則に基づき、間接経費を減額・免除申請。  <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する (該当する規則の条項を明記)</li> <li>国又は独立行政法人等の補助事業又は委託事業等に基づく共同研究  <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない</li> <li>九州大学の研究代表者が所属する寄附講座又は寄附研究部門の寄附機関<sup>10)</sup>  <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない</li> <li>特別試験研究費税額控除制度による税額控除申請を予定<sup>11)</sup>  <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない</li> <li>その他 (特記すべきことがあれば記入してください。)</li> </ul>
---------------------------------	---

事務連絡先	九州大学 (研究担当者)	所属： 職名： 氏名：	TEL： メール：
	民間機関等 (契約担当者)	住所：〒 所属/職： 氏名：	TEL： メール：

※契約担当窓口と支払担当窓口が異なる場合、適宜枠を追加してご記入ください。

**次ページの確認事項にもチェック欄がありますので必ずご確認ください。**

## 確認事項

- 1) 記入に関しましては、別添をご参照下さい。(文部科学省「産学連携等実施状況調査」等作成に使用します。)
- 2) 九州大学は、産学連携推進の実績として、また、教育研究活動の成果として、本学で受け入れを行った「共同研究」について、①民間機関等名称、②研究題目、③本学の研究代表者名(所属・職名を含む)を公表します。  
 公表して差し支えありません。  
 公表に差し支えあり。(理由: \_\_\_\_\_)
- 3) 本学では、学生が研究協力者として参加する場合には、当該学生についても共同研究契約履行の担保を得るため誓約書を提出して頂くこととしています。本申請書の提出にあたり、当該学生の内諾及び所属・氏名に誤記がないかを本学の研究担当者に確認の上、ご記入をお願い致します。
- 4) 共同研究を担当する教員の本来の学術業務(教育・研究)の補完等に要する経費で、担当教員が共同研究に携わる総従事時間のうち補完対象となる時間により積算してください。補完対象となる時間については、共同研究の内容により設定してください。設定については、共同研究の内容について学術性の要素の比率が高ければ補完対象時間は低く、学術性の要素の比率が低ければ補完対象時間は高くなるのが一般的であると考えます。なお、研究担当教員充当経費は、他の共同研究のものと一緒に一体的に取り扱われ、本学の学術活動の推進のために使用されます。なお、JSTやNEDO事業等において、研究担当者の人件費(人件費相当額)の計上が可能なのは計上するが、そもそも研究担当者の人件費(人件費相当額)が想定されていない場合は計上しないでください。
- 5) 高度専門職員(研究推進職)、学術研究員、DC共同研究員、テクニカルスタッフ、リサーチアシスタント、学生の短期雇用等
- 6) 施設使用料、光熱水料、機器使用料、通信運搬費等
- 7) 間接経費は直接経費の30%相当額(千円未満切り上げ)を計上してください。ただし、以下に該当する場合は間接経費を減額又は免除することができます。
  - (1) 研究経費等が国又は独立行政法人のプロジェクト経費又は競争的資金等から措置されるものであり、その制度上、間接経費の率が定められているとき又は間接経費が措置されていないとき
  - (2) 民間機関等が国又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号及び第6号に定める公共法人、公益法人等(一般社団法人及び一般財団法人にあっては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第4号に定める公益目的事業を行うものに限る。)であって、財政事情により間接経費を措置できないとき
  - (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、研究担当者が応募した結果実施する共同研究であって、当該共同研究の制度上、間接経費の率が定められているとき又は間接経費が措置されていないとき
  - (4) その他やむを得ない事情があると認められるとき
- 8) 該当する納付方法にチェック(☑)を入れてください。  
一事業年度の研究経費等は原則一括納付とします。分割納付を希望される場合は、研究代表者の所属部局研究協力担当係へご相談ください。なお、研究経費等の支払期限に関しては、貴機関の経理担当部署にもご確認ください。
- 9) 本学が受け入れる設備等(企業から受け入れる設備等「リースを含む」)がある場合は記入してください。(研究試料は除く)
- 10) 本申請書を提出する民間企業等が、本学の寄附講座または寄附研究部門の寄附機関であり、かつ、本共同研究の研究代表者が当該寄附講座等の所属である場合はチェックしてください。
- 11) 税額控除申請を予定している場合は、別に定める研究経費等の詳細版をご提出ください。様式はこちらからダウンロードできます。

別添

※該当する下記項目の番号を(別紙)の「区分」欄にご記入下さい。

<p><b>1.民間機関等区分</b></p> <p>①大企業 ②大企業(福岡県内) ③中小企業 ④中小企業(福岡県内) ⑤小規模企業 ⑥小規模企業(福岡県内) ⑦独立行政法人 ⑧その他公益法人等 ⑨地方公共団体 ⑩外国政府機関 ⑪外国企業 ⑫その他</p>	<p>民間機関等区分: 中小企業基本法に基づく企業規模の区分け</p> <p><b>①・②「大企業」</b></p> <table border="1" data-bbox="730 331 1323 528"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>資本金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>3億円超</td> <td>300人超</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円超</td> <td>100人超</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円超</td> <td>100人超</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円超</td> <td>50人超</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の資本金及び従業員数の両方を満たせば対象となります。</p> <p><b>③・④「中小企業」</b></p> <table border="1" data-bbox="730 645 1323 842"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>資本金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の資本金又は従業員数のどちらか一方を満たせば対象となります。</p> <p><b>⑤・⑥「小規模企業」</b></p> <table border="1" data-bbox="730 965 1323 1122"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>商業 サービス業</td> <td>5人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>⑪外国企業</b></p> <p>外国企業とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法(平成17年法律第86号)の規定により日本で登記したものをいいます。なお、国内で設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国企業ではありません。</p>	業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3億円超	300人超	卸売業	1億円超	100人超	サービス業	5千万円超	100人超	小売業	5千万円超	50人超	業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	業種分類	従業員	製造業その他	20人以下	商業 サービス業	5人以下	
業種分類	資本金	従業員																																				
製造業その他	3億円超	300人超																																				
卸売業	1億円超	100人超																																				
サービス業	5千万円超	100人超																																				
小売業	5千万円超	50人超																																				
業種分類	資本金	従業員																																				
製造業その他	3億円以下	300人以下																																				
卸売業	1億円以下	100人以下																																				
サービス業	5千万円以下	100人以下																																				
小売業	5千万円以下	50人以下																																				
業種分類	従業員																																					
製造業その他	20人以下																																					
商業 サービス業	5人以下																																					
<p><b>2.業種別内訳</b></p>	<p>①水産・農林業</p> <p>②鉱業</p> <p>③建設業</p> <p>④製造業</p> <p>⑤電気・ガス・水道業</p> <p>⑥運輸・情報通信業</p> <p>⑦卸売り・小売業</p> <p>⑧金融・保険業</p> <p>⑨医療・福祉</p> <p>⑩サービス業</p> <p>⑪その他</p>	<p>農業、林業、漁業</p> <p>鉱業</p> <p>総合工事業、職別工事業、設備工事業</p> <p>食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、その他の製造業</p> <p>電気業、ガス業、熱供給業、水道業</p> <p>通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報製作業、運輸業</p>																																				

**3.研究題目：  
分野別内訳**

【参考】科学技術基本計画(平成13年3月30日閣議決定)—抜粋—

**①ライフサイエンス分野**

- ・ プロテオミクス、たんぱく質の立体構造や疾患・薬物反応性遺伝子の解明、それらを基礎とした新薬の開発とオーダーメイド医療や機能性食品の開発等の実現に向けたゲノム科学
- ・ 移植・再生医療の高度化のための細胞生物学
- ・ 研究開発成果を実用化する臨床医学・医療技術
- ・ 食料安全保障や豊かな食生活の確保に貢献するバイオテクノロジーや持続的な生産技術等の食料科学・技術
- ・ 脳機能の解明、脳の発達障害や老化の制御、神経関連疾患の克服、脳の原理を利用した情報処理・通信システム開発等の脳科学
- ・ 上記の技術革新を支えるとともに、膨大な遺伝子情報等を解析するための情報通信技術との融合によるバイオインフォマティクス 等

**②情報通信分野**

- ・ ネットワーク上であらゆる活動をストレスなく時間と場所を問わず安全に行うことのできるネットワーク高度化技術
- ・ 社会で流通する膨大な情報を高速に分析・処理し、蓄積し、検索できる高度コンピューティング技術
- ・ 利用者が複雑な操作やストレスを感じることなく、誰もが情報通信社会の恩恵を受けることができるヒューマンインターフェース技術
- ・ 上記を支える共通基盤となるデバイス技術、ソフトウェア技術 等

**③環境分野**

- ・ 資源の投入、廃棄物等の排出を極小化する生産システムの導入、自然循環機能や生物資源の活用等により、資源の有効利用と廃棄物等の発生抑制を行いつつ資源循環を図る循環型社会を実現する技術
- ・ 人の健康や生態系に有害な化学物質のリスクを極小化する技術及び評価・管理する技術
- ・ 人類の生存基盤や自然生態系にかかわる地球変動予測及びその成果を活用した社会経済等への影響評価、温室効果ガスの排出最小化・回収などの地球温暖化対策技術 等

**④ナノテクノロジー・材料分野**

- ・ 情報通信や医療等の基盤となる原子・分子サイズでの物質の構造及び形状の解明・制御や、表面、界面等の制御等の物質・材料技術
- ・ 省エネルギー・リサイクル・省資源に応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料技術
- ・ 安全な生活空間を保障するための安全空間創成材料技術 等

**⑤エネルギー分野**

- ・ 燃料電池、太陽光発電、バイオマス等の新エネルギー技術、省エネルギー・エネルギー利用高度化技術、核融合技術、次世代の革新的原子力技術、原子力安全技術 等

**⑥製造技術分野**

- ・ 高精度技術、精密部品加工技術、マイクロマシン等の高付加価値極限技術、環境負荷最小化技術、品質管理・製造現場安全確保技術、先進的ものづくり技術(特に情報通信技術・生物原理に立脚したものづくり革新に資する次世代技術)、医療・福祉機器技術 等

**⑦社会基盤分野**

- ・ 地震防災科学技術、非常時・防災通信技術等の防災・危機管理関連技術、ITS(高速道路交通システム)等の情報通信技術を利用した社会基盤技術 等

**⑧フロンティア分野**

- ・ 高度情報通信社会に貢献する宇宙開発、新たな有用資源の利用を目指した海洋開発

**⑨その他**

<b>4. 外資系企業該当の有無</b>	<p>外資系企業とは、国内に設立された会社のうち、申請書提出日の属する年度内に以下の条件①、②のいずれかに該当する企業を指します。</p> <p>① 外国投資家が、株式又は持分の3分の1超を所有している企業であって、外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上である企業</p> <p>② 外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している国内法人が出資する企業であって、外国投資家の直接出資比率及び間接出資比率の合計が、当該企業の株式又は持分の3分の1超となり、かつ、外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上である企業</p> <p>※ 外国投資家とは、本調査においては非居住者である個人、外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に本社を有する法人その他の団体をいいます。</p> <p>※ 直接出資比率とは、資本金又は出資金総額に占める外国投資家の株式又は持分の比率です。間接出資比率とは、外国投資家の国内法人への出資比率に国内法人からの当該企業への出資比率を乗じたものです。</p>
----------------------	--